

Title	一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について : 社会的機能の検討
Sub Title	Sur les offices des cours souveraines au XVIIIe siècle : Etude sur les fonctions sociales
Author	宮崎, 洋(Miyazaki, Hiroshi)
Publisher	三田史学会
Publication year	1971
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.43, No.4 (1971. 5) ,p.89(609)- 104(624)
JaLC DOI	
Abstract	<p>Il est un fait marquant en France au XVIIIe siècle: le mouvement économique se développa de façon remarquable à partir de la période de 1730. Conjointement et à cause de cela, les stratifications sociales, comme par exemple la bourgeoisie industrielle, se firent plus apparentes. La vénalité des offices s'introduisit et nombreux furent ceux qui en achetèrent. Selon R. Mousnier, dans sa thèse "La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII", l'office royal des XVIe et XVIIe siècles eut trois fonctions sociales: à savoir l'ascension de l'état de bourgeoisie à celui de noblesse (acquisition du titre de noble), l'entrée en scène de la noblesse ancienne dans les offices pour rétablir le rang familial et le bond en avant des magistrats pour se hisser jusqu'aux offices importants de la monarchie absolue. Le thème de cette étude sera de déterminer l'existence de ces fonctions sociales au XVIIIe siècle. Nous le ferons en analysant la société des cours souveraines. Nous utiliserons comme ouvrages de base les monographies suivantes: A. COLOMBET : Les parlementaires bourguignons à la fin du XVIIIe siècle. F. BLUCHE: Les magistrats du parlement de Paris et les magistrats du grand conseil au XVIIIe siècle. J. EGRET: Le parlement de Dauphiné et les affaires publiques dans la deuxième moitié du XVIIIe siècle. A. LE MOY: Le parlement de Bretagne et le pouvoir royal au XVIIIe siècle. F. BURCKARD: La bourgeoisie parlementaire au XVIIIe siècle. Ch. CARRIERE: Le recrutement de la cour des comptes, aides et finances d'Aix-en-Provence à la fin de l'ancien régime. Tout d'abord, nous étudierons l'ascension de l'état de bourgeoisie à l'état de noblesse. Dans les cours souveraines, la plupart des magistrats possédaient déjà des titres de noblesse avant d'entrer en fonction et les magistrats appartenant au Tiers-Etat étaient très peu nombreux. C'est ainsi que ladite fonction fut moins importante que lors des siècles précédents. Ensuite, j'étudierai l'entrée en scène de la noblesse ancienne pour rétablir son rang. À cause du régime seigneurial vacillant, beaucoup de gens de la noblesse ancienne perdaient leurs manoirs et se ruinaient au seuil de l'époque moderne. Une partie de la noblesse ancienne entra en fonction dans les offices des cours souveraines pour rétablir son rang familial et ses manoirs. Mais au XVIIIe siècle, il n'y eut pas à proprement parler de crise du régime seigneurial. On trouve très peu d'exemples de gens de la noblesse ancienne qui entrèrent en fonction pour la première fois, et par le fait même, qui rétablirent leur rang familial. Enfin, j'étudierai le bond en avant des magistrats pour se hisser jusqu'aux offices importants de la monarchie absolue. Dans les cours souveraines, les familles puissantes formaient de véritables "dynasties" familiales. Les offices étaient cédés aux membres d'une même famille: par exemple ils (membres) passaient de l'office de conseiller du Grand Conseil à celui de conseiller du Parlement, de celui de conseiller du Parlement à celui de maître des requêtes ou à celui de président à mortier. L'échelle et le nombre des dynasties familiales furent beaucoup plus nombreuses qu'aux siècles précédents. Au terme de cette étude, nous pourrions conclure que la bourgeoisie industrielle s'est fortement développée et que les couches "fermees" et nobles de la magistrature se sont affermies. Cela aura une grande influence sur les mouvements économiques et sociaux du XVIIIe siècle.</p>
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19710500-0089

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職^(一)について

—— 社会的機能の検討 ——

宮 崎 洋

一八世紀のフランス経済が就中一七三〇年前後を顕在的画期に長期的な好況期に入り、産業経済を著しく躍進させたことはすでに通説化した事実であるが、この経済上の変動に伴い、社会諸階層の動向にも、例えば産業市民層の著しい成長の如き大きな影響を与えたことも事実である⁽¹⁾。しかも、この経済上の変動が規則的かつ安定的な発展であるだけに、社会諸階層の動向もそれだけ顕著であったとみて良いであろう。

ところで、フランス絶対王政は国王官職に大規模に売官制を導入していたから、多くの場合、人が就任するには先ず官職を購入しなければならなかった。しかも、その官職は上層官職であればある程、世襲を公認されて個人財産化していたばかりでなく、一定の条件付きとは言え貴族身分や諸特権を附与されることになっていて、安定した財産としての意味と社会的・身分的地位としての意味を兼っていた。それ故、官職が多数の人々にとってきわめて魅力のある対象であったから、少くとも一六世紀及び一七世紀前半期には、文字どおり多数の人々が官職に殺到した。中でも最高

諸法院官職は官職序列上の最上層に位置し、最も恵まれた諸特権を附与されて、官職価格の異常な高騰が示す如く購入希望者も多かったから、その官職を媒介に、市民層の身分的上昇（貴族身分の取得）を始めさまざまな階層的・身分的変動をうながすテコの機能、要するに本来の司法・行政的機能の他に社会的機能とも言うべきものを果していた。しかし、こうした官職の社会的機能は、絶対王政時代を通じて一貫していたであろうか。就中、冒頭で指摘した如き一八世紀の顕著な経済的動向下において、これまでの時代と同じであろうか。以下、少しくこの問題を検討してみた。

ところで、本論の具体的検討に立ち入るに先立ち、一六世紀及び一七世紀における官職の社会的機能に関する諸研究を整理して社会的機能の諸特質を検討し、次に本論でそれらの諸特質を問題点として一八世紀の場合を検討するため、検討の材料にする一八世紀における官職の社会的機能に関する諸研究を概観しておかねばならない。

(一) ここで予め一八世紀における最高諸法院、官僚と官職について概観しておきたい。最高諸法院 (*cours souveraines*) は多少の増減があったが、高等法院一四〔パリ、トゥルーズ、グルノーブル、ボルドー、ディジョン、ルアン、エクス、レンヌ、ポー、メス、ブザンソン、ドゥエ、ナンシー、トレヴー(一七八六年廃止)〕とそれに準じた最高評定院四〔アラス、ペルピニャン、コルマルル、バスチア〕、会計検査院九〔パリ、ルアン、ブロー(一七七五年廃止)、ナント、モンペリエ、エクス、グルノーブル、ドール、ディジョン〕、租税法院四〔パリ、クレルモン＝フェラン、モントーバン、ボルドー〕、貨幣法院二〔パリ、リヨン(一七〇四年創立、七一年廃止)、大評定院一〔パリ〕、合計三四法院を数える。後述する貴族身分を付与された在院官僚数は、アメリカのフランス史家 Ford によると、一八世紀初頭でパリ高等法院が一八五人、トゥルーズ、レンヌ、ルアン等で一〇〇人強、少い所でペルピニャンの一六人等計一二五〇人、パリ会計検査院が二一五人、少い所でブローの一九人等計約八〇〇人、パリ租税法院六九人等計一五〇人、貨幣法院が全体で七〇〇八〇人、大評定院が六三人、合計すると二〇〇〇人以上二三〇〇人以下のことであった (F. L. Ford, *Robe and Sword*, 1953, Cambridge, pp. 37-41, pp. 51-55)。

一方、これらの官僚が就いていた官職は、一七一九年パリとリヨンの貨幣法院における少くとも評定官職以上に二〇年間勤続するか、在職中に死亡すれば、その官職保有者ないし遺族が世襲貴族に叙任されるとする貴族身分の付与を最後に、一応王権による貴族身分の付与を完了したが (F. Bluche, *L'anoblissement par charges avant 1789*, 1962, Tome II, pp. 20-32 を参照)、官職数と上述の官僚数は一致しない。なぜなら、王権は一六世紀以来実施した半期交代制(同一官職を二人に売却し、半年交代で就かせる実質的官職倍増策)を逐次廃止していたにもかかわらず、例えばレンヌ高等法院では一七二四年に新設された如く、一八世紀にもなお一部に存続していたからであった。それ故、官職数は上述の官僚数を下まわる数とみななければならぬ。

註

- (1) 例えば H. Méthivier, *L'ancien régime*, 1961, pp. 92-102. 「アンシャン・レジーム」井上堯裕訳、一〇二～一二二頁。R. Mandrou, *La France aux XVIIe et XVIIIe siècles*, 1967, pp. 124-132 等参照。
- (2) きわめて不十分ではあるが、拙稿「史学」第四一巻第二号「近世フランスの法服貴族の形成と諸様相について」、一二三～一四〇頁参照。

〔一〕 *Le* 一六世紀及び一七世紀における官職の社会的機能に注目し、市民層の社会的上昇に寄与した点を指摘したのは Ch. Normand, *G. Pages* らであり、具体的、実証的研究としてはまだ不十分であるが、彼らをもって研究の出発点とみてよいであろう。

(3) しかし、R. Mousnier がルアン高等法院に数代に渡って在職したダンフルヴィル家の事例検討を手始めに、更には大部な博士論文によってノルマンディを中心にした諸官職の膨大な事例を検討した。(4) その結果ここに、官職における市民層の身分的上昇、旧貴族の再興(転身)、国家枢要の地位への跳躍台という三つの主要な社会的機能が析出されたのであった。これらの機能は激動する絶対王政の確立・成立期における社会諸階層の動向を如実に反映し、都市の復興によって資本を蓄積した市民層、反対に没落した旧貴族層の一部に作用して、身分的上昇及び家門の再興を可能にすると同時に、ひと度官職に就き、少くとも最高諸法院の評定官職以上に昇進した人々を機会ある毎に、一層上層の、時には中央の枢要な官職へと就け始めていたのであった。かくて、Mousnier によるこの検証によって、官職の社会的機能はほぼ大略を析出されたとしてよいのであり、その証拠に他の関連分野の諸文献が、上述の機能を傍証している。以下、それらの動向を略述すれば、先ず単に一時期の高等法院内全体を検討した、例えば G. Gangneux, J.-Cl. Paulhelt 等の研究や、L. Febvre によるフランシユ・コンテ社会の研究を契機とする所謂「社会史」の研究がある。この社会史研究には、大著として P. Goubert による北フランスのボーヴェとその近郊における全体的、総合的検討も包括されるが、ここでそれ以上に重要なものは G. Roupnel による一七世紀のディジョン市とその近郊地方の人口史的視角からの検討で、Mousnier の指摘した社会的三機能はここで完全に

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について

傍証されたとしてよいのである。(7)

ところで、一八世紀の官職の社会的機能に関してはどうの研究があるのであろうか。先ずこの機能に注目し、存在を指摘した研究にはレンヌ高等法院の政治的諸問題を検討した Le Moy の研究があるが、それ以後にも同じく政治史的研究系列の人々、例えば H. Carré, J. Egret, A. Cobban の諸研究がこの機能の存在を指摘している。(8) しかし、これらの人々による研究は、高等法院自体か、法院の政治的動向に集中しており、官職自体の社会的検討を必要最小限度にとどめているので、官職機能の諸事例や一八世紀全体におけるこの機能の展望等の諸点について、余り多くの材料を提供していない。一方、上述の Gangneux, Paulhelt と同じ研究系列にあり、特定法院の官僚的生活を全体的に扱い、その中で官職の社会的機能を問題点の一つとして検討する研究と、貴族的生活を全体的に扱い、その中で官僚貴族の動向を説明する手掛りの一つとして指摘する研究がある。前者には、本格的に検討した A. Colombet の博士論文を皮切りに、パリ高等法院官僚をこれまた網羅的に検討した F. Bluche の博士論文を始めとする一連の諸著作、コルマル最高評定院官僚を検討した F. Bruckhard の研究があり、後者には、上述の H. Carré による大著の他に、最近では膨大な史料を背景にブルターニュ貴族を検討した J. Meyer の博士論文がある。(9) 他方、官職の社会的機能を前提に法院内の諸問題、例えば官僚の徵募問題を検討したもの

(六一一) 九一

に' Egret, Ch. Carrière の小研究があることと指摘しておきたい。⁽⁷⁾ いずれにしても、以上の如き諸研究を前提にして、初めて以下の如き官職の社会的機能、すなわち市民層の身分の上昇、旧貴族の再興(転身)、国家枢要の地位への躍進等の三機能を検討し得るのである。

註

- (6) Ch. Normand, La bourgeoisie française au XVII^e siècle, 1604-1661, Paris, 1908. G. Pagès, La monarchie d'ancien régime en France, Paris, 1928. 又 La vénalité des offices dans l'ancienne France (Revue historique), 1932.
- (7) R. Mousnier, Les offices de la famille normande d'Amfreville (Revue historique), 1938. 又 La vénalité des offices sous Henri IV et Louis XIII, Rouen, 1945. 又、筆者がまだ参照の機会を得たが、十七世紀の貴族や市民界の事象について検討した K. W. Swart, Sale of Offices in the seventeenth century, Hague, 1949. 又、巨著の広容な組織をより正確な諸氏の指摘に基づいて P. Goubert, Un problème mondial : la vénalité des offices (Annales d'histoire économique et sociale), 1953, pp. 210-214 以下について紹介されている。
- (8) G. Gangneux, Le parlement d'Aix et les parlementaires aixois au XVII^e siècle (Information historique), 1955, J.-G. Paulhet, Les parlementaires toulousains à la

fin du dixseptième siècle (Annales de Midi), 1964. 又、この他に同系列の研究と考へられるものとして F. Vindry, Les parlementaires français au XVII^e siècle, Paris, 1908-1910, 3vol. Wolff, La vie des parlementaires provençaux au XVII^e siècle, Marseille, 1924. などがある。筆者がまだ参照の機会を得たところ。

- (9) L. Febvre, Philippe II et La Franche-Comté, thèse, Paris, 1912.
- (10) P. Goubert, Beauvais et le Beauvaisis de 1600 à 1730, thèse, Paris, 1960, 2vol. G. Roupnel, La ville et la campagne au XVII^e siècle, Paris, 1922.
- (11) Le Moy, Le parlement de Bretagne et le pouvoir royal au XVIII^e siècle, thèse, Rennes, 1909. H. Carré, La fin des parlements, Paris, 1912. J. Egret, Le parlement de Dauphiné et les affaires publiques dans la deuxième moitié du XVIII^e siècle, thèse, Grenoble, 1942. A. Cobban, The parlements of France in the eighteenth century (History), 1950 (Aspects of the French Revolution, London, 1968, pp. 68-82 以下参照)。又、L. Wolff, Le parlement de Provence au XVIII^e siècle, thèse, Aix, 1920. も同系列の研究と考へられるが、筆者がまだ参照の機会を得たところ。
- (12) A. Colombet, Les parlementaires bourguignons à

la fin du XVIII^e siècle, thèse, Dijon, 1937. 書籍は G. Lefebvre の *Annales d'histoire économique et sociale*, pp. 465-67, 1938. を参照。F. Bluche, *Les magistrats du parlement de Paris au XVIII^e siècle* thèse, Paris, 1960; *Les magistrats de la Cour des monnaies de Paris au XVIII^e siècle*, Paris, 1966; *Les magistrats du Grand Conseil au XVIII^e siècle*, Paris, 1966, F. Burckhard, *La bourgeoisie parlementaire au XVIII^e siècle* (J. Schlumberger et autres, *La bourgeoisie alsacienne*, Strasbourg, 1964, pp. 153-171).

(9) H. Carré, *La noblesse de France et l'opinion publique au XVIII^e siècle*, Paris, 1920. J. Meyer, *La noblesse bretonne au XVIII^e siècle*, Paris, 1966. 書籍は Egre¹²t の *4^e Revue d'histoire économique et sociale*, 1966, pp. 551-554 参照。

(11) Egre¹³t, *L'aristocratie parlementaire française à la fin de l'ancien régime* (*Revue historique*), 1952. Ch. Carrière, *Le recrutement de la cour des comptes, aides et finances d'Aix-en-Provence* (*Actes du 81^e Congrès national des Sociétés savantes*), Paris, 1956.

(12) さて、前項で明らかにされた官職の社会的三機能のうち、先ず身分的上昇機能から検討しなければならぬ。すでに指摘し

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について

た如く、一八世紀の最高諸法院官職は、二〇年間勤続するか、在職中に死亡すれば、その保有者ないし遺族を世襲貴族身分に列するのであった。それ故、経済力を蓄積し、一門の身分的将来を考える第三身分の者ならば、諸官職が望ましいものと映ることは想像に難くない。しかし、一八世紀の最高諸法院、就中高等法院は夫々内規を設けて、官職就任前における貴族身分の取得を要求し始めたのであった。この内規はブルターニュの一評定官 *Desnos des Fossés* が《ブルターニュ高等法院では、久しい以前から就任許可を得るために出頭する人々が支障のない貴族たるを要求する慣習がある》と指摘した如く、⁽¹²⁾ 最初は慣習であったが、一七三二年一月二日レンヌ高等法院において初めて設けられ、その後トウルーズ、グルノーブル、⁽¹³⁾ ナンシー、エクス、ルアン、ボルドー等でも同様に設けられ、例えばグルノーブル高等法院では六二年三月五日の院令により、高等法院の官僚に直系の祖先がいないう任者は家長が四代に渡って貴族であったことが、エクスでは貴族になって一〇〇年の資格が、ボルドーでは次席院長に貴族になって一〇〇年の資格と官僚として勤続三代が、要求されたのであ⁽¹⁴⁾った。この貴族的排他主義は、要するに内規を最初に設けたレンヌ高等法院官僚の社会的出自から明らか如く、今や官僚が貴族身分を取得して久しく、法院の貴族化がほぼ完了したことを指すのに他ならない。同法院では、王国高等法院として発足した一五五三年以来、貴族が大挙して官職に就いたが、その多くがブルターニュ公国時代に騎士の称号を取得し、そうでない者も一六六八

し七一年の貴族の改革時に起源を約一世紀さかのぼり得る貴族と確認された。⁽¹⁵⁾ Saulnier によると、一六七一年までに就任した官僚の出自ですら、起源を中世にさかのぼり得る貴族は、ブルターニュ出身者官職の六九%、他地方出身者官職の三八%に達し、授爵間もない貴族は一九%と三七%、第三身分は一一%と二四%を占めるにすぎなかった。⁽¹⁶⁾

ところで、この貴族的排他主義は内規を設けていない諸法院にもかなり影響力を与えている。この動向を例えば諸法院の官職就任拒否事例にみるができる。ディジョン高等法院では、一七八三年にメス高等法院の名誉評定官の息子 Chréin d'Oussières が就任を希望したが、調査の結果祖父が fermier で、曾祖父が靴直しから執達吏になり悪徳行為で非難された家系であることが判明したので、法院は famille honorable でないことを理由にこの家系を拒否した。この famille honorable とは、父親が仕事をもっていたり、本人が多少とも卑屈な仕事をしたりする家系を、négociants や industriels enrichis すらも包括しない。⁽¹⁷⁾ また、コルマル最高評定院では、Paradis と名乗る男が就任を希望したが、調査の結果、父が法院院長 Favier の従僕で、母が教会参事会員邸の女中、伯母が織い物で生計をたて、本人の妹が部屋女中という身分の低い家系のため、Mathias Sérafond は検事補佐 (substitut) であったが、毛織物商人の息子で、肉屋、居酒屋、器物製造人の義兄弟にあたり、パン屋、菓子屋、食料品屋の甥にあたり、更には伯母が毒殺犯として絞首刑になったドイ

ツ出身の執達吏の従兄弟にあたるというかんばしくない家系のため、M.-I. Schiele の場合、父や祖先は一世紀半前から Amnenschruir の prévôt であったが、父が四〇年前の一七一二年にわずか一年間居酒屋を所有 (父が自から経営にあたったとは確認されていない) していたし、同姓を名乗る二人の樽製造人の従兄弟にあたり (コルマル市民に評定官の親類に職人や商人がいることを知らなければならないことが必要)、身分の低い家系のため、就任希望者は夫々評定官職を拒否された。⁽¹⁸⁾ 更に、エクス会計検査院では、同法院の古参評定官で、評定官団の副団長格 Joseph de Menc の親戚で、法院の弁護士であった Joseph-Jean-Paul de Menc は、一度は承認されておきながら、就任の段になって、かつて代訴人の下で金をもらって働いたことを理由の一つにして拒否されたし、父がプロヴァンス書記局の secrétaire du roi (就任するだけで貴族身分を取得) で、兄が貴族しか就けない現職の第一市参事 (premier consul) であった Coye de Castellet は、教育もあり、品行方正であったが、時人 D'Eysautier による《これらの官職の獲得が非常に利益をもたらしたので、この官僚団における数人の人々は、息子や次弟をその官職に就けようと考えていた……ダルベルタ氏 (法院長) は官僚団を次男の集りにするつもりはないと言明して、皆にきっぱりと拒否した》という指摘から推測できる如く、貴族の「次男」であるが故に就任を拒否されたのであった。⁽¹⁹⁾

以上の諸事例によっても明らかなく、内規を設けていない諸

法院においても、第三身分の官職就任はきわめて困難な状況下にあった。それ故、第三身分の就任は全体からみてかなり少数であった。Blucheによると、パリ高等法院では一七一五年に二四〇人の評定官がいたが、就任前に第三身分であったのは一二人（五％）にすぎず、七一年には一八一人いて一七人（九・三九％）、Colombetによると、ディジョン高等法院では一八世紀末に二二〇人の官僚（評定官のみならず他の官僚も含めて）のうち、第三身分はわずか約一〇人であった。⁽²⁰⁾ それでも、一八世紀末には、第三身分の就任が多少増加の傾向を示したらしく、Béchetによると、コルマルルの新任評定官四人全員、メスの一人中八人、ペルピニャンの三人中二人、ポーの一人中一〇人、ドウエの八人中五人、ボルドーの二人中一人、ルアンの三人中九人、ブザンソンの一人中四人、パリの四人中八人が夫々第三身分であった。⁽²¹⁾ 他の諸法院ではどうか。Carrièreによると、一八世紀末のエクソ会計検査院では、一七八〇〜一八九年間に三七人の評定官中二五人が交代したが、そのうち一人が第三身分であったし、Blucheによると、パリ大評定院では、一六九〇〜一七九一年間に就任した官僚全体の約三五％が第三身分であったし、パリ貨幣法院では、一七七一〜一八九年間を例にとると、官僚全体では第三身分が七九％、評定官のみでは九五％に達するのであった。⁽²²⁾

以上の検討から一つの傾向を指摘し得よう。すなわち、一八世紀の最高諸法院においては、伝統ある有力高等法院が第三身分に

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について

門戸を閉じたり、意図的に就任を制限していたが、比較的創設の新しい弱小法院では、高等法院であるか他法院であるかを問わず、まだ多少とも第三身分に就任を許せる余地を残しており、法院秩列の最下位にある貨幣法院に至ると、例えば Goubert が検証したボーヴェの織物漂白商人 Lucien Danse の長男 Claude III が同法院評定官職に就いた如く、⁽²³⁾ 第三身分の集中する所になっていた。しかし、官職数は高等法院から貨幣法院まで法院序列の下位ほど少なく、貨幣法院などは八九年当時全国でパリのみにしかなく、官僚数もわずか四人にすぎなかったから、⁽²⁴⁾ 上述の如く第三身分の就任が多かったとしても、諸法院全体の就任状態からみれば、著しく少かったと言えよう。それ故に、一八世紀の最高諸法院官職は、もはや一六〜一七世紀の規模で第三身分の身分的上昇を可能にする機能を發揮していなかったのであり、⁽²⁵⁾ 高等法院諸官職の大多数が新貴族の始源になっていない。なぜなら、王国が彼らに充たされて以来、若干の最高諸法院はこのちょっとした栄誉をまだ手に入れていなかった市民的家系をなかなか官僚団に入れようとしなからである」というネッケルの指摘も、あながち根拠のないことではなかった。

註

(12) Notes manuscrites de Desnos des Fossés, p. 87. cité par Le Moy, op. cit., p. 16; Le Parlement de Bretagne se maintient, depuis bien des années, dans la possession d'exiger que ceux qui se présentent pour y être

admis soient nobles sans difficulté.

- (31) Cobban, op. cit., p. 65; Egret, L'aristocratie parlementaire, p. 7; Carré, La fin des Parlements, p. 15.
- (4) Egret, Le parlement de Dauphiné, p. 23; Cobban, op. cit., p. 65.
- (5) E. D. de Saint-Sauveur, Histoire de Bretagne, 1935, p. 198.
- (9) F. Saulnier, Le parlement de Bretagne, tome I. p. LX, cité par Meyer, op. cit., p. 930.
- (11) Colombet, op. cit., pp. 49-51.
- (8) Burckhard, op. cit., pp. 154-55.
- (9) Carrière, op. cit., pp. 149-52; Comme l'acquisition de ces charges était très avantageuse, plusieurs Messieurs de cette compagnie pensaient à en pourvoir leurs fils ou frères cadets... M. d'Albertas a refusé net à tout le monde disant qu'il ne voulait pas que sa compagnie fût une compagnie de cadets.
- (20) Bluche, Les magistrats du parlement de Paris, pp. 82-83 の表参照。Colombet, op. cit., p. 41.
- (15) Egret, L'aristocratie parlementaire, pp. 9-10.
- (22) Carrière, op. cit., p. 148; Bluche, Les magistrats du grand conseil, p. 32; Bluch, Les magistrats de la cour des monnaies, p. 22.

(23) Bluche, op. cit., p. 26; Goubert, Familles marchandes sous l'ancien régime: les Danse et les Motte, de Beauvais, Paris, 1959, p. 135.

(24) Bluche, op. cit., pp. 14-15.

(25) Necker, De l'administration des finances de la France, 1784, Tome III, pp. 91-91, cité par Egret, op. cit., p. 7; Un grand nombre de charges parlementaires ne devienent pas une source de nouveaux nobles, car, depuis que le Royaume en est rempli, plusieurs Cours souveraines n'admettent que difficilement, dans leurs Compagnies, les familles bourgeoises qui n'ont pas encore acquis cette petite illustration.

〔Ⅲ〕次に検討すべきは、旧貴族の再興(転身)機能である。中世末から近世初頭に及ぶ一四〜一六世紀の二世紀間は所謂「領主制の危機」の時代として知られている。この危機を惹起した諸要因の検討はともかく、結果的にみれば、地代水準の低減、農民的土地保有権の強化による対農民支配権の相対的縮小等により深刻な打撃を受け、旧貴族は領主制を維持できなくなり、⁽²⁶⁾例えば Wolff の検証したトゥールズの Ysalguier 家一門の如く、没落していった。もとよりこの没落の規模や範囲などに関しては、⁽²⁷⁾なお検討すべき点が多いが、Mousnier が指摘した如く、この没落を契機に、一部の旧貴族は最高諸法院の官職を媒介に再興(転

身)を謀ってくる。ここに一つの事例を指摘するならば、一五世紀の貴族 Jean Turgot の一門は、その後三代続けて領主であったが、一五五二年四代目 Louis の時、カーン上級法廷の評定官に就任する。次いで、五代目 Antoine は官職に就かないが、六代目 Jacques は一六一六年ルアンの *conseiller aux requêtes du Palais* に就くの振りだしに、一六四三年には国務顧問官に就き、七代目 Dominique は一六六〇年パリ大評定院評定官、八代目 Jacques-Etienne は一六九〇年王室訴訟願審査官、九代目 Michel-Etienne はパリ高等法院部長を振り出しに四四年にはパリ大評定院首席院長、一〇代目 Michel-Jacques は四七年パリ高等法院次席院長、その弟 Anne-Robert-Jacques は五三年パリ高等法院評定官を振りだしに最後は財務総監として名声を博したのであった。⁽²⁸⁾

ところで、一八世紀になると、恐らくはその時点まで没落を免れて展開した旧貴族にとって、もはや家門の再興(転身)を官職によって謀る必要がないためか(Merle の検証したガチネ地方における中流旧貴族の領地再建は興味深い)、⁽²⁹⁾それとも没落を免れずとも官職購入の経済的余裕すらないほど零落したために(一七世紀末のトゥールーズ高等法院の官僚を検討した J.-C. Paulhet によると、ラングドックではアルビジョワ十字軍期に大貴族は殺戮されたり、没落し、それ以下の貴族は自己の領地に逼塞し、官職に就いて再興(転身)を意図することはなかった)、⁽³⁰⁾旧貴族が初めて就任する事例が極めて少ない。筆者は、一七七九年ルアン高等

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について

法院評定官に、次いで八一年次席院長に就いた François-Louis-Charlemagne de Couvert が一四世紀以来連綿と続く旧貴族の家系でありながら、一門で初めて官職に就いた事例を一例知るのみである。⁽³¹⁾もとより、この時代になつてくる、Goubert の指摘したように、⁽³²⁾近代になってから貴族身分を取得した新しい領主も混入し、従来史家が法服貴族(*noblesse de robe*)の対立概念として考えてきた帯剣貴族(*noblesse d'épée*)の実態はいまいであったから、たとえ土地領主を出自とする官僚がいても、実際にはなかなか決め手がなかったのである。それ故、よし一八世紀に真正の旧貴族——本稿では少くとも中世末にすでに貴族であった人々——が就任する事例があつても、一八世紀社会の相対的安定や小作料の好転からみて、それは官職機能の一つとして指摘するほどの重要性をもたなかったのではないかと考えられる。

註

(26) Philippe Wolf, *Une famille, du XIII^e au XVI^e siècle: Les Ysalguier de Toulouse* (*Annales d'histoire sociale*), 1942. 特に pp. 45-57 を参照。黒死病、一〇〇〇年戦争及びその諸結果が一族に打撃を与え、領主制を掘壊す有様が典型的に示され、かつ同家の土地を購入した人々が商人↓官僚のコースを上昇した Jacques de Beauvoir, Simon de Bertier やフランスに逃れてきてトゥールーズ高等法院評定官に就いたイタリア貴族の孫 Jean de Beccaire de Pavie であつた点が興味深い。

- (27) Mousnier, *La vénalité des offices*, pp. 524-27.
 (28) Henri de Frondeville, *Les présidents du parlement de normandie (1499-1790)*, 1953, pp. 338-49.
 (29) L. Merle, *La métrairie et l'évolution agraire de la Gâtène poitevine, de la fin du moyen âge à la Révolution*, Paris, 1958, 特記 pp. 63-68.
 (30) Paulhet, op. cit., p. 190.
 (31) H. de Frondeville, op. cit., pp. 596-602.
 (32) Goubert, *L'ancien régime*, Paris, pp. 146-54.

〔IV〕最後に、官職の国家枢要の地位への跳躍台機能を検討しなければならぬ。

すでに、一六世紀以来最高諸法院官職に就くにはさまざまな規定が存在し、就任希望者を制限していた。先ず問題になるのは学力と研修期間の規定である。これは評定官になる場合、法学士の資格をとって法院付き *avocat* になり、一般に三年間実務上の訓練を受けた上、評定官としての学力試験を受験しなければならぬ規定であった。⁽³³⁾しかし、コルマール最高評定院主席院長 *Cotberon* の言明によると「おおよそ官僚たる者自己の子弟を鍛える労をいとわずに官職に就けることはなく、また父親による訓育が青年にとって最良の学校であるが故に、その訓育が一切の試験に代るはずである」といふ仮定のもとに⁽³⁴⁾、例えば一八世紀末のエクソ会計検査院評定官に就任した *Pierre de Bonnaud de Saint*

Pons de la Galière などは「若十一六才で、エクソの法学部に二期しか在学していなかったので、彼は目的を遂げるには大分先になってしまふことになる……(それ故、国王は)彼が受験とエクソ大学法学部の大学入学資格と学士資格に必要な論文作製を免除されることを承認する」といった実質的には研修期間の免除も含めて(学力がなければ研修もできない)、免状 (*lettre de dispense de temps, d'études et d'interstice*) を取得したのであった。こうした動向の背後には、「就任後に必要な知識の獲得に臨んでも、たいして支障はなからう」とするレンヌ高等法院評定官 *Desnos des Fossés* の如き人々の精神的風土があったから、免状取得の事例は枚挙にいとまない。むしろその結果、諸法院官僚の学力低下が問題で、ディジョン高等法院では、新米の官僚は法令集を読めないため、二五才まで審議の発言権を与えられなかったが、⁽³⁷⁾同様の事実を *Bluche* がパリ高等法院官僚について⁽³⁸⁾、*Carrière* がエクソ会計検査院官僚について⁽³⁹⁾、夫々指摘している。

次に問題になるのは年令規定である。最高諸法院では、一律に、評定官に就き得る年令を二五才以上、次席院長に就き得る年令を評定官として一〇年間の経験を前提に四〇才以上としていた。⁽⁴⁰⁾しかし、実際はこれも年令規定免状 (*lettre de dispense d'âge*) を容易に取得できた。一八世紀末のディジョン高等法院では、一二〇人のうち、過半数以上、数え挙げられるだけで約八六人が免状を得て評定官に就いたが、最も若かったのは *François-Marie*

de Sennevoy 才一五才、Villedieu de Torcy, Micault de Courtbeton, Poullietier de Suzenet の三人は一七才であった⁽⁴¹⁾、グルノーブル高等法院では、一七五六年当時在職した評定官五四人のうち、二八人が免状を得、五六〇七一年間に就任した新評定官二〇人のうち、一二人が同様に免状を得て就任したのであった⁽⁴²⁾。また、エクス会計検査院では、一八世紀末に就任した評定官二五人のうち、一人が免状を取得しなければならなかった⁽⁴³⁾。他方、Bluche によると、パリ高等法院では、評定官全員の平均就任年令は、一七一六〇二五年間二二才、二六〇三五年間二二才九ヶ月、三六〇四五年間二二才七ヶ月、四六〇五五年間二二才一ヶ月、五八〇七〇年間二二才七ヶ月、一七一五〇七一年間の平均就任年令は二二才七ヶ月と、常に二五才以下であったが、一六九〇〇一七九一年間に評定官としてパリ大評定院に在職した二二人 (Maupeou の高等法院時代の成員は除外) の平均就任年令は二五才八ヶ月、一七一五〇九〇年間におけるパリ貨幣法院評定官の場合は、先に指摘した如く評定官の出自が九五%も第三身分であったから、三六才一ヶ月であった⁽⁴⁴⁾。ところで、評定官の就任が二五才以下の場合が多い以上、次席院長や他の官僚も必然的に規定年令以下で就任する場合が多い。パリ高等法院では、一七三〇年に Chrétien Guillaume de Lamoignon が数日評定官に就いただけで、若干一七才で次席院長に就いた事例は例外的としても、Potier de Novion, Mathieu François Molé は二一才で評定官になり、二五才で次席院長に就いた⁽⁴⁵⁾、Louis IV

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について

Le Peletier de Rosambo 才一八才⁽⁴⁶⁾、René Nicolas Charles Augustin de Maupeou は二九才で夫々次席院長に就いたし、Henri Charles d'A-guesseau と Guillaume François Louis Joly de Fleury は二二才⁽⁴⁷⁾、Omer Louis François Joly de Fleury は二四才で、Germain Louis Chauvein は二六才七ヶ月で、夫々主任弁護人に就いたのであった⁽⁴⁸⁾。しかも、こうした事例はパリの場合のみに限らない。ディジョン高等法院では、一八世紀末に一四人のうち一人が、グルノーブル高等法院では、一七五六年当時在職した次席院長一〇人のうち九人が、夫々この免状を取得していたし、コルマール最高評定院では、Etienne-Ignace de Salomon が二一才で評定官になり、一七六八年二七才で次席院長になったし、Christophe de Klinglin は二八才で次席院長に、Fr.-X. Müller は七〇年二一才で主任弁護人になっていた⁽⁴⁹⁾。

最後に同門就任禁止規定が問題になる。この規定は、三親等までの親族 (父子、兄弟、伯父と甥) と縁組による親族 (義兄弟、義父と娘婿) が同一法院内の評定官以上の官職に同時に就いてはならないとするもので、法院内の閥族化を防止する有力な武器であった。しかし、これもまた同一法院内就任免状 (lettre de dispensance de parenté) を容易に取得できた。その結果、ここに同門の同時就任事例の枚挙にいとまない。例えば、ディジョン高等法院では、一八世紀末に父子で同時に在院する事例が多く、Barbout de Palaiseau, Carrelet de Loisy, Guenichot de Nogent,

Joly de Bevy, Juillet de Saint-Pierre, Legouz de Saint-Seine, Macheco de Premeaux, Maireret de Thorey, Ville-dieu de Torcy, Micault de Courbeton 等⁽⁵¹⁾、一七八九年当時だけでもこうした事例を八件数えたのであった。また、コルマル最高評定院では、一七五五年に評定官だけで一三人の Müller 家一門がいたのである。⁽⁵²⁾

以上の結果、学力と研修期間の規定、年令規定と同門就任禁止規定、これらのどれもが免状の取得によってしばしば空文にすぎないことが明らかになった。もとより、ここでは検討上の都合から個々の規定を別個に扱ったが、例えばすでに指摘した一八世紀末のエクソ会計検査院評定官に就任した Pierre de Bonnaud de Saint Pons de la Galde が三規定をそっくり免除された如く⁽⁵³⁾、三規定間には因果関係（法院内に縁者がいるからこそ、同門就任を容易に認めてもらって、学力も研修期間も不足な若年で官職に就けるよう取り計らってもらえる）があるだけに、実際には、三規定を全部免除されて就任した場合が多かったと考えられる。

それ故、ここに言わば、上げ底官僚の大量創出が可能になり、官僚は一門の者を官職に容易に就任させ得るため、当時の官職に向けられる社会一般の評価からみて、法院内に自己を中心にした閥族の形成を志向するに至ったとみて何ら不思議はない。その証拠に、法院内には多数の閥族が成立しているのであった。以下にその事例を列挙すれば、次の如くである。すなわち、パリ高等法院では、一七一五〜七一年間に一門から四人以上の官僚を輩出した

家門だけに限定しても、三十家を数える。なかでも、Le Peletier 家と Moreau de Séchelles 家は共に九人を輩出して一番多いが、次に多いのは Lamoignon 家と Le Fèvre d'Ormesson 家で七人、次は Doublet de Persan, Feydeau, Gilbert de Voisins, Joly de Fleury, Rouillé d'Orfeuil の五家で六人、次は D'Agnessseau, Berthelot de Pléneuf, Clément de Blavette, Ferrand, De la Guillaume, Langlois de la Fortelle, Le Boulanger, Le Maistre, Pajot の九家で五人、次は D'Aligre, Amelot, Anjorant, de Béze, Bochart de Saron, Camus de Pontcaré, Chauvelin, Dupré de Saint-Maur, de Gourgues, Guillaume de Chavandon, Hugnet de Sémonville, de Lataignant, Le Bas du Plessis, Le Rebours, Mallet de Trumilly, de Maupeou, Pinon, Portail, Turgot の一九家で四人であった。⁽⁵⁴⁾ レンヌ高等法院も一七〇〇〜八八年間に売買された四〇八件の官職のうち、約一〜一％にあたる四二官職を七家で独占した⁽⁵⁵⁾、グルノーブル高等法院では、一八世紀に Croix de Sayve d'Ormacieux 家が五人、de Barral 家が四人の院長や評定官を輩出した。⁽⁵⁶⁾ また、パリ大評定院では、一六九〇〜一七九一年間に一門から四人を輩出した Feydeau 家を最高に、三人を輩出した Bitaut de Vaillé, La Briffe de Ferrières, La Fond, Le Fèvre de Caumatin, Sallier de Romanay の諸家を数える⁽⁵⁷⁾。パリ貨幣法院では、一七〇八〜八九年間に四人の主任書記を輩出した Guendré 家、三人の主席弁護人を輩出した Poullain

家がいた。⁽⁵⁸⁾

この閥族として成立した一門の間では、多くの既得官職保有者が兄弟、子弟、他の縁者に席を譲るため、更に上層の、しばしば国政に枢要な官職・地位を志向し、あわせて一門の榮譽を高めようとする事態も起つてこよう。例えば、一七八五年にディジョン高等法院の Micaul de Courbeton が息子に自分の評定官職を与え、自分は首席院長に就いた如きは、端的な事例であるが、本格的な閥族を形成した家門では更に複雑である。例えば、先に指摘したパリ高等法院に四人以上輩出した家門に限定しても、王室訴願審査官（一六八三年の勅令により、高等法院に六年間在職しないと就任資格がないが、特認状により在職年数を数年に短縮できた官職で、地方総監や國務顧問官に昇進する機会が多かった）⁽⁵⁹⁾に就任した者には Le Peletier de Beaupré, Moreau de Séchelles, Le Fèvre d'Ormesson, Nicolas de Doublet を、大法官に就任した者には D'Aguessau, Lamoignon, Maupeou 父子と、ルイ一五、一六世治下の大法官全員を、同時期に國璽尚書に就任した者には Germain Louis Chauvelin, Etienne François d'Aligre, Chrétien François II de Lamoignon de Basville を、財務総監に就任した者には Joly de Fleury, Le Fèvre d'Ormesson, Moreau de Séchelles, Turgot を数えたのである。⁽⁶⁰⁾しかも、P. B. de Barthélémy と Henry Joly de Fleury 家が一門ほとんどすべて gens du roi 系統の官職に就き、そこから地方総監、高等法院次席院長、財務総監等に昇進し

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について

た如く、⁽⁶²⁾これら閥族の間にも一定の昇進コースができていたようである。更に、パリ大評定院において、Bluche が指摘した何らかの点で顕著な家門を検討してみると、伝統ある家門には Turgot, 有力な家門には Amelot, Chauvelin, Feydeau, Joly de Fleury, Le Fèvre d'Ormesson, Maupeou, Pinon, Rouillé といった⁽⁶³⁾パリ高等法院の閥族化した家門が現われてくる。例えば、Amelot 家の場合、Michel Chles Amelot はヴェニス、ポルトガル、スイス、スペイン大使を歴任し、國務顧問官になった Michel Jean Amelot の息子で、大評定院評定官から王室訴願官、次いでパリ高等法院次席院長に就いたし、その息子の Michel Marie Noël はパリ高等法院評定官から王室訴願審査官を経て、この大評定院院長に就いたのであり、更に彼の又従兄弟 Jean Antoine Amelot はシャトレ裁判所の gens du roi から王室訴願審査官を経て大評定院院長になり、更に地方総監、財務官を歴任したのであった。⁽⁶⁴⁾また、Feydeau 家の場合、Alexandre François は大評定院、次いで高等法院の評定官を歴任した Guy の息子で、大評定院の評定官に就いたが、同じく一門の Denis は高等法院評定官 Henri の息子で、パリ高等法院評定官、訴願審査官、地方総監、最後に大評定院院長を歴任したし、その又従兄弟 Claude-Henri はパリ高等法院評定官から訴願審査官、大評定院院長を歴任後國務顧問官に就いたのであった。⁽⁶⁵⁾

これらの事例から、最高諸法院、就中パリに所在する最高諸法院の官職は、閥族化した家門の人々を更に上層の官職に就けるた

めの絶対欠かすことのできない通過点として、上層官職への跳躍台機能を發揮していたと指摘できよう。しかも、上述のパリ高等法院と大評定院の相互関係の事例が端的に示す如く、しばしば最高諸法院の諸官職は、相互に関連し、またかも螺旋階段の一段一段の如き機能であったと言えよう。もとより、この機能は一八世紀以前から存在していたが、閥族の成立と密接な関連があるだけに、閥族化が一層顕著であったこの一八世紀に、官職の跳躍台機能も一層顕著であったと考えられる。

註

- (33) M. Marion, Dictionnaire des institutions de la France aux XVII^e et XVIII^e siècles, 1923, pp. 428-31.
- (34) F. Burckhard, op. cit., p. 161 ; sous la présomption qu'un magistrat ne présente point son fils à une charge sans s'estre donné la peine de le former et que les leçons d'un père estant la meilleure école pour un jeune homme elles doivent suppléer à tout examen.
- (35) Archives départementales des Bouches-du-Rhône, B, 137, f^o167, cité par Carrière, op. cit., p. 154 ; n'étant âgé que de 16 ans et n'ayant pris que deux inscriptions en la Faculté de droit d'Aix, il ne pourrait parvenir à ses fins que dans un temps très reculé... (Le Roi accepte donc) qu'il soit admis à subir les examens et à soutenir les actes nécessaires pour les degrés de bachelier et de licencié dans les Facultés de droit en l'Université d'Aix.
- (36) Notes manuscrites de Desnos des Fossés, p. 95, cité p. 19 ; Le mal ne serait pas grand, si, après la réception, on s'appliquait à acquérir la connaissance nécessaire.
- (37) Colombet, op. cit., p. 56.
- (38) Bluche, Les magistrats du parlement de Paris., p. 57.
- (39) Carrière, op. cit., p. 154.
- (40) Marion, op. cit., pp. 428-31.
- (41) Colombet, op. cit., pp. 54-55.
- (42) Egret, Le parlement de Dauphiné, p. 19.
- (43) Carrière, op. cit., p. 154.
- (44) Bluche, Les magistrats du parlement de Paris., pp. 57-58.
- (45) Bluche, Les magistrats du grand conseil., p. 36 ; Les magistrats de la cour des monnaies., p. 23.
- (46) Bluche, Les magistrats du parlement de Paris., pp. 58-59.
- (47) Colombet, op. cit., p. 57.
- (48) Egret, Le parlement de Dauphiné., p. 19.
- (49) Burckhard, op. cit., p. 158.
- (50) Marion, op. cit., pp. 428-31. Burckhard, op. cit., p. 159.
- (51) Colombet, op. cit., p. 54.

- (22) Burckhard, op. cit., p. 159.
 (23) Carrière, op. cit., p. 154.
 (24) Bluche, Les magistrats du parlement de Paris, p. 124.
 (25) Meyer, op. cit., p. 955.
 (26) Egret, Le parlement de Dauphiné, p. 22.
 (27) Bluche, Les magistrats du grand conseil, p. 35.
 (28) Bluche, Les magistrats de la cour des monnaies, p. 22-23.
 (29) Colombet, op. cit., p. 54.
 (30) Bluche, Les magistrats du parlement de Paris, p. 66.
 (31) Ibid., p. 67.
 (32) P. B. de Barthélemy, Les Joly de Fleury procureurs généraux au parlement de Paris au XVIII^e siècle, Paris, 1964, pp. 24-47.
 (33) Bluche, Les magistrats du grand conseil, pp. 33-34.
 (34) Ibid., p. 44.
 (35) Ibid., p. 78.

〔V〕以上、検討してきた結果を総括するならば、次の如くである。すなわち、一八世紀の最高諸法院官職は、第三身分の人々による就任が著しく減少し、もはや一八世紀以前の時代における如

一八世紀フランスにおける最高諸法院官職について

くは身分的上昇機能を發揮していなかったこと、旧貴族の再興（転身）機能はもはや機能として指摘し得るだけの重要性を失っていたこと、跳躍台としての機能は家門の閥族化が進んだ結果、顕著に發揮されていたこと、以上である。

これら総括された一八世紀における社会的機能の諸特質は、何を意味するのであろうか。言うまでもなく、二つの重要な問題、すなわち最高諸法院官僚層と、市民層及び資本の問題を意味するの他にない。一つは、最高諸法院官僚層が貴族化、カースト化をほぼ終り、一社会階層として完結していたことを意味する。しかし、このことは反面、自己の階層を構成する人々の補充もはや他の階層、就中第三身分に要請せず、むしろ第三身分からの上昇に制限を加えることでもあった。こうした意味を前提にしてこそ、一八世紀における最高諸法院官僚層が就中高等法院を拠点に独自の立場から王権と対立・抗争を展開し、他方で、例えば囲い込み、共有地分割等の農業改革における動向に如実に現われた如く、自己の階層的利害にのみ拘泥し、当時の経済的趨勢とは無縁になり、守旧的な集団と化していったことも理解できるのである。今一つは、市民層及び資本の行方である。従来、フランスの史家、例えば Pages, V.-L. Tapie らは、一七世紀のフランス社会を念頭に置きつつ、フランス絶対王政が官職を媒介に多数の市民層を傘下に吸引して、強固な支持基盤を築いたとしている。この見解の是非はともかくとして、少くとも前世紀まで多数の市民層が官職をめぐる絶対王政の諸政策により、不安定な商工業経

営を断念し、大挙して転向するに格好の生活の場（官職）を提供されていたことは事実であり、歴史的諸条件のあり方によっては産業資本化を志向し得る人材と資本が上述の官職のために埋没させられたと言えよう。しかし、先にも指摘した如く、一八世紀においては、最高諸法院に関する限り、市民層の進出は数の上で著しく少なかった。では、前世紀まで大挙して進出した市民層と官職の購入に投下された巨額の資本は、どこへ行ったのか。なお今後の検討を待たねばならないが、一八世紀の好最気を反映し、著しく躍進するフランス経済と、そこで急成長する商工業者層に注目しなければなるまい。